

## 利用規約

本規約は、CORE METHOD PERSONAL PILATES STUDIO（以下、当スタジオといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### 第1条（運営管理）

当スタジオの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社 SIGNALS が行います。

### 第2条（入会資格）

当スタジオに入会できる方は、各要件を満たし、当スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、当スタジオを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。暴力団構成員またはその関係者、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他当スタジオが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

### 第3条（入会手続き・個人情報）

- 1.当スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、当スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めています。
- 2.入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。
- 3.当スタジオは、会員から取得した個人情報を、別途定める「プライバシーポリシー」に基づき適切に管理し、レッスンの運営、連絡、サービス案内の目的にのみ利用します。

### 第4条（入会金）

会員は、当スタジオの定める入会金を、所定の方法で当スタジオに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、法令に定めがある場合を除き、一旦納入した入会金は返還しません。

### 第5条（会員資格の一時停止・除名）

当スタジオは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 当スタジオの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。  
（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
2. 当スタジオの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他当スタジオが定める規則に違反したとき。
4. 当スタジオの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。

5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 当スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他当スタジオが、社会通念に照らし、当スタジオ会員としてふさわしくないと認めたとき。

#### 第6条（会員資格の喪失）

会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言を受けた時、その資格を失います。

#### 第7条（会費等）

会員は、当スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は当スタジオが定めるものとします。（月会費は、会員が当スタジオの会員資格を有する限り、現実には当スタジオの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

#### 第8条（休会）

1. 会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに当スタジオに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2. 一回の届出による休会期間は1ヶ月から3ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

#### 第9条（予約・キャンセル・遅刻）

1. 当スタジオのレッスンは完全予約制です。予約はWEBサイトから行うものとします。
2. 予約の変更またはキャンセルは、レッスン開始24時間前までにWEBサイトで行うものとします。
3. 前項の期限を過ぎてのキャンセル、または無断欠席の場合、100%のキャンセルチャージが発生します。
4. 会員が予約時間に遅刻した場合、レッスンの延長は行わず、予定通りの時間に終了するものとします。その際、料金の返還や減額は行いません。

#### 第10条（会員種類の変更）

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに当スタジオに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、当スタジオの事務手続き上、翌々月扱いになります。

#### 第11条（退会）

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに当スタジオに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、当スタジオの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、当スタジオが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

## 第 12 条（定休日・休業）

当スタジオは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他当スタジオの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

## 第 13 条（施設の閉鎖・臨時休業）

当スタジオは、次の事由により当スタジオの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当スタジオの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事实施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

## 第 14 条（自己責任・禁止事項）

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、当スタジオの施設を利用するものとします。
2. 当スタジオは、会員が当スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、当スタジオに故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。会員同士の当スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、当スタジオにおいて、他の利用者やインストラクターへの迷惑行為、誹謗中傷、暴言、セクハラ行為、無許可での営業行為、勧誘活動、金銭の貸借を行ってはならない。
4. 会員は、当スタジオにおいて、許可なくレッスンの録音・録画・撮影を行ってはならない。
5. 会員は、酒気を帯びて当スタジオを利用することはできない。また、その他、当スタジオが不適切と判断する行為を行ってはならない。

## 第 15 条（規約の改定・諸費用の変更）

当スタジオは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、当スタジオは改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

## 第 16 条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当スタジオが定めるものとします。

## 第 17 条（施行）

本規約は 2026 年 4 月 16 日より施行します。